

別 表

費 用 負 担 額 基 準

	入居者世帯の階層区分	市基準額 1か月当たり円
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税年額 非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額 9,600円以下の世帯	0円
D	生計中心者の前年所得税年額 9,601円以上32,400円以下の世帯	0円
E	生計中心者の前年所得税年額 32,401円以上42,000円以下の世帯	950円
F1	生計中心者の前年所得税年額 42,001円以上80,000円以下の世帯	1,200円
F2	生計中心者の前年所得税年額 80,001円以上140,000円以下の世帯	2,400円
F3	生計中心者の前年所得税年額 140,001円以上200,000円以下の世帯	3,600円
F4	生計中心者の前年所得税年額 200,001円以上世帯	4,900円

(備考)

1 1月初日から6月末日までにシルバーハウジング生活援助員の派遣を受ける場合、この費用負担基準表に「前年所得税年額」とあるのを「前々年所得税年額」とする。

2 日割りする場合、100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。